

[付 録]

用 語 解 説



あ行

あおもりまち育て人

協働のまちづくりを推進するため、県が実施する「あおもりまち育て人講座」などを受講し、「あおもりまち育て人」として認定された人です。

NPO

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体の総称（Non Profit Organizationの略称）です。

延焼遮断帯

幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川などの整備及びその周辺の建築物の不燃化などを図ることにより、大地震などに伴い発生する市街地大火を計画的に焼け止まらせるための帯状の領域のことです。

沿道区画整理型街路事業

幹線街路沿道の带状市街地において、調和のとれた沿道市街地の創出を図るため、土地区画整理事業の手法を活用した街路事業です。

オープンスペース

公園・緑地・広場・河川・農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地など（道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除く）の総称です。また、都市の中の空地や空間で市民に対して開かれた空間をいいます。

屋外広告物条例

良好な景観を形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物法に基づいて屋外広告物を適正に規制するための条例です。

か行

街区公園

主として街区内に居住する人が利用することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。

開発許可制度

都市計画法に基づき、一定の開発行為をしようとする者が受けなければならない許可のことです。許可の基準として一定の宅地水準を担保する技術水準と市街化調整区域の趣旨を担保する立地基準があります。

開発行為

主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことです。一定規模以上の開発行為や市街化調整区域での開発行為は原則として許可制となっており、開発行為に対して許可基準が定められています。

元金ベースでのプライマリーバランス

県債発行抑制の指標として使われており、過去からの借金の毎年の返済額（公債費）と、毎年の新たな借金（県債）の額の関係を示すもので、これが黒字（公債費の額が県債の額を上回っている状態）になっていると、借金の残高が減っていることを示します。

機関委任事務

本来は、国や他の地方自治体の仕事とされているもののうち、国や他の地方公共団体の指揮監督の下で、自治体の首長や行政委員会に委任して行っていた仕事のことです。平成12年4月の地方分権一括法の施行により廃止され、法定受託事務と自治事務に再編されました。

法定受託事務は、自治体が行う事務のうち、国や他の地方公共団体の委託を受け、代行する事務です。

既存ストック

ストックとは「在庫」を意味します。ここでは、市街地において今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などのことです。

帰農者用住宅

農家出身者が故郷の農村へ戻り農業に従事するための住宅や、都会での生活をやめて地方で農業を始める人のための住宅です。

協働

住民や企業、NPO、学術研究機関、行政などの多様な主体が、共通の目的を持ち、お互いに対等な立場で問題解決のために協力することです。

近隣公園

主として近隣に居住する人が利用することを目的とする公園で、近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置します。なお、近隣住区とは幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位です。

区域区分

都市の無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため必要があるときは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することができます。この区分を区域区分といい、通称線引きとも呼ばれます。区域区分を定めない場合は非線引きと呼ばれます。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村で、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動のことです。

経営耕地面積

農家が経営する耕地(田、畑、樹園地)の面積です。
(自己所有耕地+借入耕地-貸付耕地-耕作放棄地)

景観アドバイザー(制度)

県民、市町村、事業者などの景観づくりを支援するため、建築、土木、デザイン、緑化、色彩などの専門家を助言者として派遣する制度です。

景観行政団体

景観法に基づく地域の景観づくりの担い手で、景観計画の策定など良好な景観形成を推進するための具体的な施策を自ら行うことができる地方公共団体のことです。

青森県では、県の他に青森市、弘前市、八戸市が景観行政団体となっています。(平成22年3月現在)

景観協定

景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる協定のことです。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを決めます。

景観計画

区域と方針、景観形成上の制限内容や景観重要公共施設の整備方針、占有基準等を定めるなど、景観行政を進める基本

的な計画です。

景観条例

美しいまち並み・良好な都市景観を形成し保全するため、地方自治体が制定している条例のことです。

景観法施行後の景観条例は、景観法において条例で定めることになっている事項など、景観行政の上で必要な事項を定めるものが多くなっています。

景観地区

地域地区の一つで、より積極的に良好な景観の形成を図るため、建物の形態意匠の制限、高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度などを定める地区のことです。

景観法

都市や農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するために必要となる措置などについて定めた、我が国で初めての景観に関する総合的な法律です。

景観の意義・重要性を明確に示すとともに、景観計画や景観地区の制度の創設など良好な景観の形成のための行為規制の仕組みなどを規定しています。

下水道普及率

総人口に対して下水道を利用できる人口の割合を指します。

下水道普及率(%) =

$(\text{下水道を利用できる人口} / \text{総人口}) \times 100$

建築協定

建築基準法に基づく制度です。ある一定の土地の区域について、住宅地環境の向上などを目的として、建築物の用途・形態・意匠などに関する協定を土地の権利者などが全員の同意のもとに締結し、土地の権利者が変わった後も引き継がれます。建築協定を締結できる地域は、あらかじめ市町村が条例で定めます。

減歩率

土地区画整理事業などで、道路・公園などの公共用地を生み出すために、各所有者の宅地面積を整理前より減らすことを減歩といい、整理前の宅地地積に対する減歩地積の割合を減歩率といいます。

広域調整

市町村が大規模集客施設などの立地制限を解除する都市計画の決定または変更を行う際に、関係市町村に対し資料の提出、意見の開陳、説明、その他必要な協力を求め、市町村間の調整を行うものです。

高規格幹線道路

自動車の高速交通を確保するため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路です。

公共交通

鉄道・路線バスなど、不特定多数の人々が利用する公共交通機関をいいます。

高次な都市機能

行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど都市自体が持つ住民生活や企業の経済活動に対する各種のサービス機能のうち、受益圏が広域にわたる質の高い機能をいいます。

交通結節点

駅前広場やバスターミナルなど、複数あるいは異種の交通手段を相互に連絡する乗り継ぎ・乗り換えのための場所のことです。

交通需要マネジメント (TDM)

道路交通混雑の緩和を主な目的として、都市または地域レベルで、利用時間を変える、公共交通機関を利用するなど、道路の利用者側（需要側）から道路の効率的な利用を図る手法です。

交通(Transportation)、需要(Demand)、管理(Management)の頭文字を取り、TDMとも呼ばれます。

高度地区

地域地区の一つで、用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めます。

高度利用地区

地域地区の一つで、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区です。

合流式下水道改善事業

合流式下水道とは、「汚水」と「雨水」を一つの管で流す方式です。合流式下水道緊急改善事業とは、一定以上の降雨時に、雨水とともに未処理下水の一部が川や海に流出することによる水質汚濁など、合流式下水道が抱える問題を解決するため、雨水滞水施設や濾過施設の設置、分留式へと改善する事業のことです。

コミュニティサイクル

都市内に分散する複数の駐輪場や貸出ステーションなどにおいて、自転車をどこでも自由に貸出・返却できるレンタサイクルシステムのことです。

コミュニティバス

地域住民の利便向上などのため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、タイヤ、バス停位置などを工夫したバスサービスのことです。

さ行

再開発等促進区

地区計画の一つで、市街地内のまとまった低・未利用地について土地利用の円滑な転換を推進し、土地の高度利用と都市機能の増進を図ることを目的として定めるものです。

三位一体の改革

①国庫補助負担金の廃止・縮減、②税財源の移譲、③地方交付税の一体的な見直しなど、国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革を一体的に進めることです。

市街化区域

区域区分が行われた都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

市街化調整区域

区域区分が行われた都市計画区域において、市街化を抑制すべき区域です。

市街地開発事業

都市計画の一つで、都市基盤施設の整備と計画的な土地利用

用を面的に行い、良好な市街地を形成する事業のことです。土地区画整理事業や市街地再開発事業が該当します。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、都市の中心商店街や駅前をはじめとする中心市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場などの公共施設の整備が遅れている地区を再整備することによって、活力あふれる豊かなまちづくりを推進する事業のことです。

自然公園地域

国土利用計画法に定められた5つの地域の一つで、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。自然公園法に基づく国立公園、国定公園、県立自然公園などの指定を受けている地域をいいます。

自然保全地域

国土利用計画法に定められた5つの地域の一つで、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等の指定を受けている地域をいいます。

自治事務

地方公共団体の責任において処理する事務で、法定受託事務以外のものをいいます。都市計画の多くは自治事務として位置づけられています。

シャッター通り商店街

商店街実態調査による空き店舗率が10%超の商店街のことです。(中小企業庁:平成18年版商店街実態調査報告書)

重要伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区のうち、伝統的な建物だけでなく門や塀なども加えた群としてとらえた上で、周囲の環境も含めた面的な保存地区として、文部科学大臣が指定する地区です。

集落地区計画

集落地域整備法に基づき、都市近郊の農村集落について、集落地域の土地の区域内で、営農と居住環境が調和した土地利用を図る地区計画です。

準景観地区

景観法に基づき、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域において、景観の保全を図るために指定される区域をいいます。指定は、相当数の建築物の建築が行なわれて現に良好な景観が形成されている一定の区域について、市町村が行い、条例で、建築物または工作物や開発行為などについて、一定の規制がなされます。

準都市計画区域

都市計画区域以外の区域について居住環境の保全や環境悪化の防止などを目的として、県が指定するものです。準都市計画区域の指定により、用途地域などの地域地区を決定できる他、開発許可制度や建築基準法の集団規定が適用されます。

少子高齢社会

出生率の低下により子どもや若者が減少を続け、その結果高齢者の割合が増加する社会をいいます。

食料自給率

国内または県内の食料消費が、国内または県内の農業生産でどの程度まかなえているかを示す指標です。

国内生産量、輸入量など食料の重さを用いて計算した自給率を「重量ベース自給率」といいます。食料の重さは種類によって異なるため、その食料に含まれるカロリーを用いて計算した自給率の値を「カロリーベース総合食料自給率」といいます。また、カロリーの代わりに価格を用いて計算した自給率の値を「生産額ベース総合自給率」といいます。

白地地域

区域区分を行わない都市計画区域において、用途地域が指定されていない区域の土地の通称です。

線引き

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区域区分する都市計画区域です。

た 行

大規模行為届出制度

大規模な建築物や工作物、開発行為などは、周辺景観に大きな影響を与えます。このため、一定の規模を超える建築物の

新築や工作物の建設などの行為（大規模行為）について、青森県景観条例及び景観法に基づき、あらかじめ届出を行うことを定めた制度です。

大規模集客施設

広域にわたり都市構造に大きな影響を与える店舗、飲食店、展示場、遊技場、その他これらに類する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超える施設のことです。こうした施設が立地できる場所は建築基準法で制限されています。

地域地区

土地利用に関する都市計画の一つで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課することにより、土地の合理的利用を図るものです。地域地区には、用途地域や特別用途地区、高度利用地区や防火地域などがあります。

地区計画

都市計画の一つで、建築物の建築形態や公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画です。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する人々が利用することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準としています。

地方分権一括法

正式には、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といいます。地方の自主性を強化し、地方分権を推進するため、機関委任事務制度の廃止や権限移譲などを内容として、475本の法律を一括して改正した法律です。平成12年4月に施行されました。

提案制度

地域の方々が主体となった良好なまちづくりを推進するため、土地所有者、まちづくりNPO法人などが一定の要件を満たした場合に、決定権者に対して都市計画や景観についての提案をすることができる制度です。

伝統的建造物群保存地区

都市計画法や文化財保護法に基づき、古都や城下町などの伝統あるまち並み及びこれと一体となってその価値を形成している環境を保全するために定める地域地区の一つです。

この他、特に価値が高いものとして文部科学大臣が選定する重要伝統的建造物群保存地区があります。

特定用途制限地域

地域地区の一つで、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定めるものです。

特別豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法に基づき、積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域として国が指定する豪雪地帯のうち、積雪量が特に多く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶するなどにより、住民の生活に著しい支障を生ずる地域として国が指定した区域のことです。

特別用途地区

地域地区の一つで、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護などの特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区のことです。

例えば、商業専用地区、特別工業地区、文教地区、事務所地区、厚生地区、娯楽・レクリエーション地区、観光地区などを定めることが考えられます。

都市化社会

都市へ人口・産業が集中し、それに伴い農地や山林などが都市的土地利用に転換されるなど、既存の市街地がより高密度化することにより、市街地の高度利用と拡大が進行していく社会をいいます。

都市型社会

市街地を拡大していくのではなく、これまで都市に整備された社会資本を最大限活用し、安定・成熟した都市環境が形成された社会です。

都市機能

都市的な活動を支えるために必要な機能の総称です。商業・業務、教育・文化、保健・医療・福祉、工業、レクリエーションなどの機能や居住機能が挙げられます。

都市基盤施設

都市活動を支える道路、公園、上下水道などの施設の総称です。

都市計画

良好な都市の形成を目的に、都市計画法で定められたまちづくりのルールです。主な都市計画として、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画などがあります。

都市計画基礎調査

都道府県が都市計画法に基づき都市計画区域について、おおむね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などに関する現況及び将来の見通しについて行う調査です。これらの調査結果は都市計画を決定・変更する際の基礎資料となります。

都市計画区域

健康で文化的な生活と機能的な都市生活を確保するため、都市計画を活用してまちづくりを行う区域をいいます。

都市計画区域の範囲は、市町村の行政区域にとらわれることなく、人口、就業者数などの一定の要件を満たす市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を考慮して、実質的に一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域とし、都道府県が指定します。

都市計画区域マスタープラン

平成12年の都市計画法の改正に伴い新設された制度の一つで、都市計画区域を対象に、都道府県が都市の目標、区域区分の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を定めるものです。

都市計画道路

都市計画において定める都市施設の一つで、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路に分けられます。

都市計画法

都市計画の実施を図るための法律です。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、①都市計画の内容及びその決定の手続き、②都市計画制限、③都市計画事業、④その他都市計画に関して必要な事項を定めています。

都市施設

都市における生活や都市機能を維持していくために必要な施設をいいます。

都市計画法においては、道路などの交通施設、公園などの公共空地、水道・下水道などの供給・処理施設、教育文化施設、医療・社会福祉施設などに限定しています。

都市全体

「青森県都市計画基本方針」では、市街地部分のみならず周辺を取り巻く農地や自然・緑地なども含めた広いエリア（行政区画全体）を指す概念として使用しています。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される区域を健全な市街地にするため、土地の交換分合（換地）や、事業に必要な土地を地権者が公平に出し合うこと（減歩）により、道路、公園などの公共施設の整備を行うとともに宅地の区画形状を整える事業です。

な 行

内水型の洪水

急激な大雨による増水で川幅が狭い中小河川が溢れたり、排水路や排水ポンプ、下水道から一定の水位を超えて雨水が溢れ出し、短時間で特定の地区が冠水する災害のことです。

生業（なりわい）

「生業（なりわい）」とは、伝統的な日本の言葉では、「生計を立てていくための仕事」「農耕に従事すること」という意味で用いられてきましたが、この計画においては、「県民一人ひとりの経済的基盤」という新たな意味を付すことにより、伝統的な言葉としての精神を継承しつつも、「生活」と対をなす言葉として、未来の青森県づくりをめざすという、青森県基本計画における重要な概念と位置付けています。

二次交通

空港や新幹線駅などから目的地までの公共交通手段のことです。

二地域居住

都市に居住している住民が、1か月以上の中長期あるいは定期的・反復的に農山漁村などの同一地域に滞在することにより、農山漁村社会と一定の関係を持ちながら都市以外に生活の拠点を持つことです。

日本風景街道

道路並びにその沿道や周辺地域を舞台に、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化などの地域資源や個性をいかした国民的な原風景を創成する運動を促し、観光の振興や地域の活性化に寄与することを目的とする取り組みです。

は行

パークアンドライド

最寄の駅や停留所まで自動車で行き、そこに近接した駐車場に駐車（パーク）し、公共交通機関に乗り換えて（ライド）、目的地に向かう方法のことです。通勤時における都市部などの自動車交通混雑の緩和や大気汚染防止などの効果が見込まれます。

バイオマス

動植物に由来する有機性の資源の総称で、生物（バイオ/bio）と量（マス/mass）の合成語です。バイオマスには様々な分類の方法があり、利用状況に応じて「未利用系」「廃棄物系」「資源作物系」などと分類されることもあります。バイオマスを用いた燃料は、「バイオ燃料」または「エコ燃料」と呼ばれています。

廃棄物の3R

循環型社会の形成に向けた取り組みの原則で、①廃棄物の発生を抑制すること（Reduce）、②再利用すること（Reuse）、③資源として再使用すること（Recycle）の3つの頭文字「R」を取ったものです。

比較優位産業

相対的に優越した位置にある産業のことです。

非線引き

市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）が定められていない都市計画区域です。

風致地区

都市計画法に定める地域地区の一つで、都市の風致（自然界のおもむき、あじわい、風趣）を維持するために指定するものです。

普通建設事業費

道路、橋梁、学校、庁舎などの公共施設新增設などの建設事業やその用地の取得のために使われる経費をいいます。

ふるさとあおもり景観賞

県内の良好な景観づくりに貢献しているまち並み景観や屋外広告物、まちづくり活動などを表彰する取り組みです。

ふるさと青森の個性をいかした魅力ある景観形成に対する県民意識を高め、本県の美しい景観づくりに寄与することを目的としています。

ふるさと眺望点

青森県景観条例に基づき、青森県が県内の優れた景観を眺望できる地点を指定したものです。

地元住民に親しまれているところ、愛されているところについて、67箇所（平成22年3月現在）が選定されています。

防火地域・準防火地域

地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防除するために定める地域です。建築物の構造などの規制により都市の不燃化を図るもので、建築基準法により必要な建築制限がなされます。

保留フレーム

区域区分を実施する都市計画区域では、市街地人口の目標値（人口フレーム）に相当する面積のすべてを具体的に市街化区域として設定せず、一部の人口フレームを保留する場合があります。この保留された人口フレームのことを通称「保留フレーム」と呼びます。

ま行

まちづくり条例

自治体が、市民の合意や協力を得ながら、良好なまちづくりを進めていくことを目的として策定する条例です。

街並み誘導型地区計画

建築物の高さなどの規制を定めるなどにより統一的なまち並みを誘導し、土地の合理的かつ健全な有効利用の推進及び良好な環境の形成を図る地区計画です。

モータリゼーション

交通手段が自動車中心になってきたことにより、自動車が人々の生活の中で広く利用されるようになることをいいます。

や行

ユニバーサルデザイン

すべての人にとって使いやすいデザインを意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

用途地域

地域地区の一つで、都市機能の維持増進、住環境の保全などを目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行うものです。

住居系、商業系、工業系に分かれ、12種類の用途地域が設定されています。

用途別容積型地区計画

住宅と事務所などが併存している都心部において、住宅を含む建築物に係る容積率の最高限度を緩和できる地区計画です。

ら行

緑化地域

用途地域が指定されている区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について定めるものです。緑化施設の面積の敷地面積に対する割合（緑化率）の最低限度を定めること

ができます。

緑地協定

都市緑地法に基づき、一団の土地または道路、河川などに隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全または緑化に関する協定のことです。

歴史的風致維持向上地区計画

地区計画の一つで、歴史的風致の維持及び向上を図るべき地区において、工芸品などの物品の販売を主たる目的とする店舗などの用途制限の緩和を認める地区計画です。

わ行

ワークショップ

様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく作業のことです。



青森県都市計画基本方針は、県のホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp/>) でご覧いただけます。

[編集・発行]

青森県 県土整備部 都市計画課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
〈電話〉017-734-9681 (直通) 〈FAX〉017-734-8196
〈Eメール〉toshikei@pref.aomori.lg.jp